

衆議院での労働基準法「改正」案の採決強行に抗議する（談話）

日本高等学校教職員組合
書記長 北野 庄次

本日6月5日、衆議院本会議において労働基準法「改正」案の採決が強行され、与党3党と民主・自由各党の賛成により可決し、参議院に送られることになった。

当初、与党3党は労基法に「使用者は労働者を解雇することができる」という文言を盛り込む「改正」案を提出したが、全労連をはじめとする労働者や広範な国民のたたかいはこれを断念させ、削除・修正させた。その結果、その条項は実質的に解雇を規制する内容になった。これはたたかひの大きな成果である。

しかしなお、今回の「改正」には重大な問題が含まれている。それは、裁量労働の規制を緩和し、有期雇用の期限を1年から3年に引き延ばすなど、労働者を保護するという労基法の本質を真向から踏みにじっていることである。この「改正」はとうてい容認することはできず、「改正」案を成立させた各政党に対してきびしく抗議する。

こんにちの労働実態は、利潤最優先の大企業のもとで、ただ働き・サービス残業が横行し、パート、アルバイトなど、低賃金で不安定な雇用労働者は1千万人を上回っている。さらに、リストラ・首切りがやりたい放題におこなわれ、失業者が380万人を上回る大きな要因になっている。こうした事態に対して、労働者を守るために「解雇規制法」を確立し、働くルールを確立することこそ政治の果たすべき役割であろう。その役割を投げ捨て労基法を「改正」し、こんにち大企業が身勝手に労働者を使っていることを「合法化」するのは、憲法にも反する暴挙といわねばならない。

教育分野に引き寄せて考えてもこの労基法「改正」はきわめて重大である。

第1に、高校生の就職にかかわる問題である。こんにちの高校生の就職難はきわめて深刻である。求人が激減し、しかも、求人の多くが派遣労働や契約社員となっている。そのなかで、高校生やこれから社会人となっていく子どもたちの中には、人生設計も立てられないという戸惑いや、将来への不安、学ぶことそのものに対する「懐疑」がひろがっているのである。このように高校生の就職問題は高校生や子どもたちの将来をどう保障するかという問題と同時に、日本経済の将来をどう切り拓くかという点でも大きな問題を投げかけている。

労働者の権利が十分守られず、不安定な雇用しかないという事態をいっそう拡大する労基法「改正」はそうした問題をさらに深刻なものとするにちがいない。

第2に、学校における雇用・労働実態にかかわる問題である。年々正規教職員の比率が低下し、臨時教職員の比率が上昇している。そのことも要因の一つとなって、教職員の長時間・過密勤務が蔓延し、健康をくずす教職員、さらには現職死が増大している。こうした事態は子どもたちにゆきとどいた教育を保障するうえで大きな障害になっている。労基法「改正」は学校現場のこうした劣悪な実態に拍車をかけるものであり、とうてい容認できない。

この間のたたかひで「原則解雇自由」の条項を削除・修正させるなど、労働者を守るうえで貴重な前進局面を切り開いてきたことに確信をもち、日高教は憲法をよりどころにして、ひきつづき参議院にむけたたたかひを強化する。雇用と労働者の権利を守るために、全労連に結集し、広範な労働者とともに全力でたたかうことをここに表明する。

2003年6月5日